

「指定居宅サービスの事業及び指定介護予防サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する審査基準」一部改正の新旧対照表

| 改正後 | 現 行 |
|---|--|
| <p>第一 ～ 第二 (略)</p> <p>第三 介護サービス 一 ～ 五 (略)</p> <p>六 通所介護 1 人員に関する基準 (1) (略) (2) 生活相談員(基準条例第百一条 第一項第一号) 生活相談員については、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年大分県条例第五十三号)第六条第二項に定める生活相談員に準ずるものであり、次に掲げるとおりとする。 ① 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第十九条第一項各号のいずれかに該当する者 ② 介護支援専門員 ③ 社会福祉施設長資格認定講習会修了者 <u>④ 介護福祉士</u> (3) ～ (4) (略)</p> <p>2 ～ 5</p> <p>七 ～ 十二 (略)</p> <p>第四 介護予防サービス</p> <p>別表1 ～ 別表3 (略)</p> | <p>第一 ～ 第二 (略)</p> <p>第三 介護サービス 一 ～ 五 (略)</p> <p>六 通所介護 1 人員に関する基準 (1) (略) (2) 生活相談員(基準条例第百一条 第一項第一号) 生活相談員については、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年大分県条例第五十三号)第六条第二項に定める生活相談員に準ずるものであり、次に掲げるとおりとする。 ① 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第十九条第一項各号のいずれかに該当する者 ② 介護支援専門員 ③ 社会福祉施設長資格認定講習会修了者 <hr/> (3) ～ (4) (略)</p> <p>2 ～ 5</p> <p>七 ～ 十二 (略)</p> <p>第四 介護予防サービス</p> <p>別表1 ～ 別表3 (略)</p> |